

志賀町広告掲載事業要綱

平成21年2月26日

告示第93号

(目的)

第1条 この告示は、住民サービスの向上と地域経済の活性化を図るため、町が保有する広報媒体（町のケーブルテレビにおける自主放送番組、町が発行する広報紙、町のホームページ等をいう。以下「町有資産」という。）を有効活用し、民間事業者、その他事業者（以下「事業者」という。）の広告を掲載することに關し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告 事業者の事業活動のために行う常時又は一定の期間継続して公衆に表れるものをいう。
- (2) 広告掲載事業 広報媒体を広告の用に供し、これに伴う広告料を徴収することをいう。

(広告掲載事業の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載事業の対象外とする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会的な問題についての主義主張にあたるもの
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (8) その他広告として表示することが適当でないと認められるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載事業に関する業種、事業者及び掲載の基準については、町長が別に定める。

(募集方法等)

第4条 広告の募集方法、選定方法等については、広報媒体ごとに別に定める。

(広告料)

第5条 広告料（施設に係るものを除く。）は、類似の取引事例等を勘案のうえ、町長が別に定める。

(審査機関)

第6条 広告の掲載の可否を審査するため、広告掲載事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会の委員長（以下「委員長」という。）は副町長を、委員は総務課長、企画財政課長、住民課長、商工観光課長、農林水産課長及び学校教育課長をもって充てる。ただし、委員長が特に必要と認めるときには、これら以外の者を委員に加えることができる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(審査会の会議)

第7条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、広告の掲載の可否について疑義が生じた場合において、かつ、委員長が必要と認めたときに招集する。

- 2 会議は、委員長がその議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(審査会の庶務)

第8条 審査会の庶務は、デジタル情報課において処理する。

(広告に関する責任)

第9条 表示した広告に関する責任は、広告主が負うものとする。

- 2 広告に虚偽があることが判明した場合は、広告の表示の中止等適切な措置をとるものとし、これに伴い生じる経費は広告主が負担する。
- 3 広告主は、広告の掲載をしようとするときは、広告に関わる財産権等の権利につ

いて手続を完了し、かつ、広告の内容等について第三者の権利を侵害しないものとする。

4 第三者から、広告の表示に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成21年2月26日から施行する。